

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する 有識者懇談会の開催について

1. 趣旨

こども家庭庁においては「小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を所掌（こども家庭庁設置法第4条第1項第1号）することとしており、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）（以下、「指針」という。）を新たに閣議決定し、これに基づき政府内の取組を主導することとされている（こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月、閣議決定））。こうしたことから、こども家庭庁が発足する令和5年4月以降、速やかに指針の策定を進められるようにするため、有識者懇談会を開催する。

2. 主な検討事項

就学前教育・保育の内容や家庭における子育て支援、児童虐待の予防、施設と家庭・地域との連携強化、未就園児の支援等につき検討・整理

3. 構成

- (1) 懇談会は、別紙1の有識者からなる委員により構成し、内閣官房こども家庭庁設立準備室長の下に開催する。
- (2) 懇談会に座長を置く。座長は、こども家庭庁設立準備室長があらかじめ指名するものとする。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は懇談会の議事を整理する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わってその職務を遂行する。
- (4) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) その他、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4. 庶務

懇談会の庶務は、内閣府、文部科学省、厚生労働省の協力を得て、内閣官房こども家庭庁設立準備室において処理する。

5. 運営

- (1) 議事及び配布された資料は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認める時は、議事及び資料の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。
- (2) 議事録は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。

(別紙1)

委員一覧

◎ 座長

○ 座長代理

◎秋田 喜代美 学習院大学文学部教育学科 教授、東京大学 名誉教授

秋山 千枝子 あきやま子どもクリニック 院長

安達 久美子 東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授

稲葉 佳恵 障害児の母(タレント・俳優)

○大豆生田 啓友 玉川大学教育学部乳幼児発達学科 教授

奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長

柿沼 平太郎 学校法人柿沼学園 理事長

加藤 篤彦 武蔵野東第一・第二幼稚園 園長

高祖 常子 認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事

坂崎 隆浩 社会福祉法人清隆厚生会 こども園ひがしどおり 理事長

堀江 敦子 スリール株式会社 代表取締役

水野 達朗 大阪府大東市教育長

明和 政子 京都大学大学院教育学研究科 教授

吉田 大樹 NPO 法人グリーンパパプロジェクト 代表理事